少疾病用医薬品 \mathcal{O} 開発促進・支援のための法整備等を求める意見書

その開発を円滑に進めることが重要である。 の医薬品 る疾病 トラ 0 しい オー は有 対な治 ファ ンドラッグ) 治療法が は医療上の必要性が高く、法がない中で、患者数が毛 患者数が千 -人未満 心医薬品の医薬品

が強化されたが、 進」を求める署名活動や「ウルトラ・オーファンドラッグ開発支援と我が国そのため、希少疾患関係患者団体はこれまでに「特定疾患への指定、及び 策に関する要望」を提出するなど、 厚生科学審議会医薬品等制度改正検討部会など政府 希少疾患関係患者団体はこれまでに「特定疾患 しかし、 未だ創薬実現に向けた明確な前進は見られない。 政府・関係省庁への積極的な要請活動を行ってきた。そ ・関係省庁からも び治療 国の創薬・難病対
治療薬開発の推 前向きな検討

学技術振興機構(JST) 業技術総合開発機構 ため開発が暗礁に乗り上げたままになっているという状況もある。 めている。これにより患者団体の要請に応えた製薬企業が 胞を伴う遠位型ミオパチー MRV治療薬の第I相試験を終了した。 例えば、近年、 第Ⅲ相試験を行うには十~二十億円とも言われる巨額な資金が必要で 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターは世界に先駆け (NEDO) の助成事業を活用して研究に取り組み、 十~二十億円とも言われる巨額な資金が必要であり、財源不足のの研究成果展開事業(A—STEP)の助成を受けたものの、第 D M R V 治療における「シアル酸補充療法」の開発研究を進工・神経医療研究センターは世界に先駆けて縁取り空 しかしながら、 当該企業はその後も独立行政法人科 独立行政法人新エネルギー 医師主導によるD て縁 取 · 産

待ち望んでいる。 い深刻な状況であり、 難病と闘 |況であり、計り知れない不安を抱きながら一日も早い希少疾病の治療法の確立を||っている希少疾病患者は、日々進行する病状を抱え、もはや一刻の猶予も待てな

よって、 患者数が特に少ない希少疾病用医薬品の開発を促進・支援するための法整備を行うこと。 国会及び政府におかれては、 次の事項を早期に実現するよう強く求める。

- な支援を行うこと。 遠位型ミオパチー をはじめとする希少疾病に関する研究事業の更なる充実強化と継続的
- 希少疾病用医薬品の早期承認と医療費補 助を含む患者負担軽減 \mathcal{O} ため の措置を講ずるこ

右、 地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年十二月十二日

大分県議会議長 志 村

学

経厚文内参衆

学 理 臣臣臣臣長長 野平 \blacksquare 真紀子 彦

殿

殿 殿

済生部閣 產労科総 大大大大 枝 三田 幸辨 殿殿殿

中